保土ケ谷区マスコット

デザイン等使用ガイドライン

保土ケ谷区マスコット　ほどぴー

目次

はじめに …… 2

マスコット紹介 …… 2

使用手続 …… 2

イラストの使用における注意事項 …… 5

使用できるイラストパターン …… 6

※ イラスト使用にあたり、要綱も併せてご一読ください。

※ イラスト及び名前は保土ケ谷区の登録商標です。

令和８年10月版

はじめに

ここで紹介するマスコットは、保土ケ谷区公式のマスコットキャラクターです。

この「デザイン使用ガイドライン」は、保土ケ谷区マスコットデザイン等使用取扱要綱に基づき、（以下「要綱」という。）イラストの使用手続、基本的な使用規定を示しています。

マスコット紹介

区制100周年を記念し制定するため、デザイン案を募集したところ、362件の応募がありました。厳正な審査及び区民の皆さんによる投票の結果、保土ケ谷区在住の 足立はな さんの作品が原案として採用され、デザインが決定しました。

区の鳥であるカルガモをモチーフに採用し、宿場町としての歴史をイメージした角笠と羽織の衣装としました。

区のイメージカラー『ほどがやグリーン』の羽織の胸元には区のマークを、袖には区の花であるすみれをイメージした模様をデザインしています。

使用手続

イラストを使用するときは、要綱別表1及び2に基づき、事前に保土ケ谷区長の承認が必要です。ただし、個人や家庭内で使用して楽しむ場合は、手続は不要です。

使用までの流れ

使用申請 → 承認 → イラスト使用 → 使用後

承認書と併せてイラストデータをお渡しします。

使用後は
・報告書（製作物の写真添付）
をご提出ください。

① 使用申請

申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、下記の申請窓口へ提出してください。

保土ケ谷区ホームページ内ページ『保土ケ谷区マスコット』からダウンロードできます。

※ 申請用紙は下記の申請窓口でも配布しています。

② 提出方法

ア. 申請書データを下記のメールアドレスへ送信（3営業日以内に受け取り確認メールがない場合はお電話でお問い合わせください）

イ. 申請書を申請窓口へ郵送

ウ. 申請書を申請窓口に提出

【申請窓口】

保土ケ谷区役所 区政推進課 広報相談係（保土ケ谷区役所2階22番窓口）

住所: 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町２－９

電話：045-334-6221 ファクス: 045-333-7945

メールアドレス: ho-koho@city.yokohama.lg.jp

③　承認

イラストは、保土ケ谷区の魅力発信又は区民活動の推進に資することを目的とした活動にのみ使用することができます。

使用申請の内容について要綱に基づき審査し、承認した後に対象のイラストデータとともに、承認通知書を申請いただいた方あてにお送りします。

※　申請内容によっては、内容の修正が必要な場合や使用を承認しない場合があります。

使用不可の場合（要綱第6条）

- 法令及び公序良俗に反するとき、又はその恐れのある場合
- 保土ケ谷区の信用又は品位を害するとき、又はその恐れのある場合
- 特定の個人、団体、企業、政党、宗教を支援又は公認する活動、又はその恐れのある場合
- 営利もしくは収益そのものを目的とするとき
- マスコットのイメージを損なうとき、又はその恐れのある場合
- その他区長が不適当と認める場合

④　使用後

報告書の提出

事業終了後2週間以内に、保土ケ谷区マスコットイラスト使用報告書（様式第11号）（製作物の写真添付）をご提出ください。

使用料

無料でご使用いただけます。

イラストの使用における注意事項

イラストの変更・加工の禁止

<u>イラストの変更・加工をして使用はできません（拡大・縮小のみ可）。</u>

※　輪郭線などのラインの太さについても、作業過程で、イラストの大きさに対して変わらないようにご注意ください。

○ 元のイラスト

✖ 縦横比率の変更

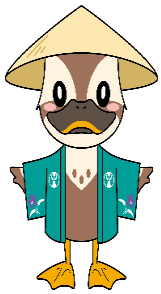

✖ 色の変更

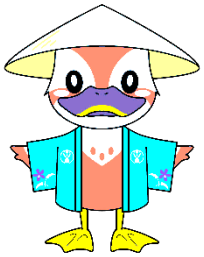

✖ 左右反転

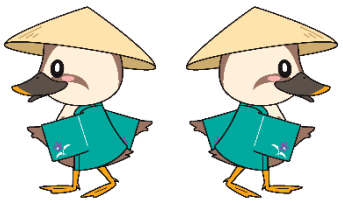

✖ 他の図形・文字と重ねる

✖ イラストの改変

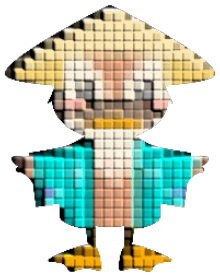

✖ ポーズ趣旨と異なる使用

✖ 他の帽子をかぶせる等

✖ 物を持たせる等 ※2

✖ イラストの一部を切り取る

※1 他の図案などを組み合わせての使用（並べる等）については、ご相談ください。
※2 特定の物を持たせたい場合は、区役所マスコット担当に協議してください。

キャプションの表示

原則として、キャラクターの下に「保土ケ谷区マスコット ほどぴー」のキャプションを表示してください。

保土ケ谷区マスコット ほどぴー

留意事項

○ イラストを使用することによって第三者との間で紛争が生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、保土ケ谷区は責任の一切を負いません（商標権に関する紛争も含む）。

○ イラストと、特定の企業・団体・商品等の名称・ロゴとを組み合わせて使用することはできません。

○ せりふ・メッセージ等をつける場合は、優しい言葉遣いを使用してください。

○ 特定の企業・団体・商品名等を説明・推奨する表現はできません。

使用できるイラストパターン

イラストは、以下のパターンの中からご使用いただけます。申請時にご希望のパターンをお知らせください。

①

②

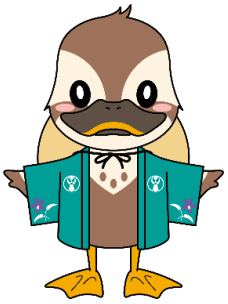

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

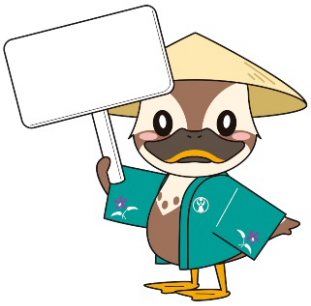

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

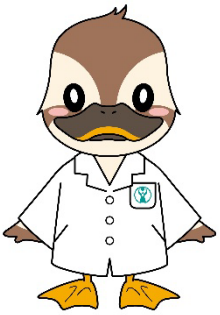

㉚

㉛

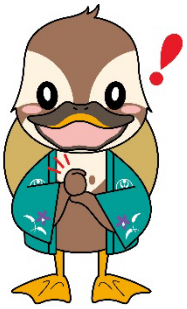

㉜

㉝

㉞

区制100周年ロゴ

ロゴマークの利用にあたっては要綱を確認の上、利用申請が必要です。

詳しくは、区ホームページをご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/shokai/kanrenjigyo100/100th_logo.html

保土ケ谷区マスコット ほどぴー に関する一切の権利は横浜市に帰属しています。
利用にあたって、ご不明な点・ご質問等がありましたら、保土ケ谷区役所区政推進課広報相談係までお問合せください。

保土ケ谷区マスコット

デザイン等使用ガイドライン

横浜市保土ケ谷区役所区政推進課
令和8年10月14日改訂

お問合せ
保土ケ谷区役所区政推進課広報相談係
電話：045－334－6221　FAX：045－333－7945
メールアドレス：ho-koho@city.yokohama.lg.jp